

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇監査公告 蘭検定所の定期監査の結果公表

同 同
監査個所 堀江実
秋久勲
監査定所 昭和三十六年七月十八日監査
昭和三十六年七月十八日

同 同
監査委員 松本利治
堀江実
秋久勲
監査個所 昭和三十六年七月十八日監査
昭和三十六年七月十八日

鳥取県監査公告第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年一月二十二日

同
鳥取県監査委員 松本利治
荻原治郎
昭和三十七年一月二十二日

組織機構等について
監査日現在、定数職員は所長以下二六名、その他準職員一〇名、臨時職員四名を配置して、蘭定検、鑑定等の実施と、研修繩糸事業に努力していた。しかしながら本機関の経営実態は、職員費を含めた諸経費の約八・五割が生産収入で賄なわれているため、これが確保に苦慮している現状である。

県当局は、本機関の実態を検討して、適切な予算措

四 寄宿舎木造二階建一棟が遊休化しているので、当局

めて年度毎に購入先と契約を締結すべきものと思料されるので検討されたい。

(8) 農業試験場から購入の原料繭代金には集荷指導費相当額が含まれているが、これは不適当であるので、検討されたい。

三 三十五年度収支状況について

はこれの効率的利用方法を考究されたい。

本年度繭検定所費の收支状況をみると、予算額は二〇、四六〇千円で、このうち生産収入、手数料等特定財源計上額は、一九、三六五千円で、予算額に対しても四・六%の高率を占めている。

これが決算額は一八、七七六千円で、これに対する特定財源充当額は一七、〇〇三千円(決算額に対し九〇、五%)となるが、このほか人件費として県庁費六、〇四七千円を支出し、これに対し、さらに生産収入三、一三八千円を収納充当している。前記繭越原料繭の不足、機械設備の改良、更新等を考りよし予算の適正化について検討の余地がある。

置、設備の充実につき考究善処の要がある。

二 事業活動について

(1) 本年度実施した繭検定件数は五六四件、鑑定件数は三〇二件で、前年度より若干減少している。

このほか鑑定希望調査、繩糸、乾燥試験に努めていた。

(2) 每年度三二、〇〇〇キログラム程度の原料生繭を購入確保しているが、本年度の原料繭(生繭)購入量は二七、六三八キログラムで、購入計画量に対して四、二三七キログラム減少している。これは、県内産繭の減産に伴い産繭処理の調整によるものである。

消費量は一二、〇六七キログラムで、前年度に比較し一、九六〇キログラムの減となつていて。これは生糸の商況と、翌年度への原料繭繰越を考りまして細物(二一中)を生産したことによるものであつて、適切な措置であつた。

(3) 本年度生糸の生産数量は、四、八三七キログラム、

(4) 翌年度に繰越した原料繭は三、五六五キログラムで不足して繩越量に不安が認められるので、適切な措置が望まれる。

(5) 業界の繩糸機は近年自動化されてきたが、本機関も運営の合理化を図るために、自動化について慎重検討を望む。

(6) 備付のビス機が老朽し製品不良のため、日本レーヨン米子工場製産のビスが一キロ当たり約三二〇円で売却できたのに対し、当所製産のものは一八〇円程度にしか売れていない。ビス機の更新について検討されたい。

(7) 原料繭の購入に当つて純繭代は勿論、副費をも含

販売数量は繩越分も含めて四、九四五キログラムで前年度より八、六キログラム減少しているが、これが処分は適期に処理して効率的運営に努めていた。

生糸は二キログラムで、原料繭の繩越量は、繩糸研修期間(十月半から翌年六月二十日頃まで)中細糸に辛じて足る限度量—太物繩糸とすれば三〇%程度不足で繩越量に不安が認められるので、適切な措置が望まれる。